

電気用品安全法の一部を改正する法律 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

電気用品安全法（昭和三十六年法律第一百三十四号） . . . . .  
通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第五百一十一号） . . . . .

改 正

現 行

（定義）

第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十一号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの
- 二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの
- 三 蓄電池であつて、政令で定めるもの

2  
（略）

附 則

第一条～第五条 （略）

（旧電気用品取締法の表示に係る特例）

第六条 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号。以下「整理合理化法」という。）附則第四十六条第一項の移行電気用品であつて

第二条第一項の電気用品であるものに付されている整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締法（昭和三十六年

（定義）

第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十一号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの
- 二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの

2  
（新設）  
（略）

附 則

第一条～第五条 （略）

（通商産業省設置法の一部改正）

第六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十五号中「製造を免許すること」と「製造事業者を登録し、若しくは電気用品の型式を認可すること」に改める。

法律第一百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。) 第二十五条第一項若しくは第二十六条の六第一項又は整理合理化法附則第四十九条の規定による表示は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

2 整理合理化法附則第四十七条第二項又は第五十条の規定の適用を受ける場合を除き、整理合理化法附則第四十七条第一項の移行特定電気用品であつて第一条第二項の特定電気用品であるものに付されている旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示(整理合理化法附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を含む。)は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

(削除)

(電気にに関する臨時措置に関する法律の一部改正)

第七条 電気にに関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「電気用品」を削る。

(電気工事士法の一部改正)

第八条 電気工事士法の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「この法律」の下に「又は電気用品取締法(昭和三十六年法律第一百三十四号)第二十八条第一項」を加える。

改 正

現 行

附 則

（削除）

第五十条 移行電気用品に付されている旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定による表示及び前条の規定による表示は、第十条の規定の施行の日から起算して移行電気用品ごとに五年（製造から販売までに通常相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるものにあっては、十年）を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

第五十条 附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を付された移行特定電気用品については、第十条の規定の施行の日から起算して移行特定電気用品ごとに五年（製造から販売までに通常相当の期間を要する移行特定電気用品として政令で定めるものにあっては、十年）を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を付された移行特定電気用品については、第十条の規定の施行の日から起算して移行特定電気用品ごとに五年（製造から販売までに通常相当の期間を要する移行特定電気用品として政令で定めるものにあっては、十年）を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。